人権・労働方針

1.基本理念

武野産商株式会社（以下「当社」という。）は、事業活動に関わるすべての人の人権を尊重し、安全で健全かつ働きやすい職場環境を実現することが企業の社会的責任であると認識しています。

当社は、法令を遵守するとともに、国際的に認められた人権及び労働に関する原則を尊重し、すべての従業員が安心して働くことのできる職場づくりに努めます。

2.基本方針

Ⅰ　人権の尊重

当社は、すべての人の人格と人権を尊重し、互いを信頼し合える職場環境の維持に努めます。

Ⅱ　差別及びハラスメントの禁止

人種、国籍、性別、年齢、障害、信条、宗教、性的指向、性自認その他の事由による差別を行いません。

また、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメントその他のハラスメントを許容せず、防止に努めます。

Ⅲ　強制労働及び児童労働の禁止

いかなる形態の強制労働、人身取引及び児童労働も認めません。

Ⅳ　適正な労働条件の確保

労働関係法令を遵守し、適正な労働時間、休日及び賃金を確保するとともに、働きやすい職場環境の整備に努めます。

Ⅴ　労働安全衛生の推進

従業員の安全と健康を最優先に考え、安全で衛生的な職場環境の確保及び健康保持増進活動に取り組みます。

Ⅵ　相談及び通報体制

人権侵害、差別、ハラスメントその他本方針に反する行為について相談及び通報できる環境を整備し、相談者及び通報者の不利益な取扱いを禁止

します。

Ⅶ　教育及び意識向上

役員及び従業員に対して人権及び労働に関する啓発活動を実施し、人権意識の向上に努めます。

Ⅷ　継続的改善

人権及び労働に関する取組みを定期的に見直し、継続的な改善に努めます。

適用範囲

本方針は、当社の役員及び従業員に適用します。
また、取引先及び協力会社に対しても、本方針の趣旨への理解と協力を求めます。

以上

2026年9月1日　制定